

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 小規模事業者等への支援について

県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者等の設備導入について、次のとおり支援を行うこととし、本日から補助金の申請受付を開始する。

1 小規模設備生産性向上支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者等が行う、生産性向上を目的とした設備の導入等を支援する。

(1) 対象者の主な要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月～7月のいずれか1か月の売上高が、前年同月比15%以上減少している、県内に事業所等を有する小規模事業者又は中小企業者

(2) 対象経費

生産性向上を目的とした次に要する経費（汎用品、同等品への買い替え、機能向上を伴わない更新等は対象外）

- ・ 設備、機械装置、金型等の購入又は改修
- ・ 情報システム、ソフトウェアの構築、購入又は改修
- ・ 事務所や作業所内のみで走行する運搬具の購入又は改修

(3) 補助率等

対象経費の2/3以内（下限50万円、上限300万円）

(4) 募集期間

令和2年8月12日（水）～9月15日（火）（必着）

(5) 申請書提出先

公益財団法人岡山県産業振興財団

小規模設備生産性向上支援事業補助金事務局

TEL：086-214-6302

※感染拡大防止のため、原則郵送による提出

2 小規模企業者等設備貸与割賦損料補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者等について、設備貸与制度の割賦損料にかかる負担を軽減し、設備の導入・更新の促進を支援する。

(1) 対象者の主な要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降のいずれか1か月の売上高が、前年同月比15%以上減少しており、令和2年度に（公財）岡山県産業振興財団の設備貸与制度を利用している小規模事業者又は中小企業者

(2) 対象経費

（公財）岡山県産業振興財団に支払った割賦損料について最長3年間分

(3) 補助率等

対象経費の10/10以内

(4) 募集期間

令和2年8月12日（水）～令和3年3月31日（水）

(5) 申請書提出先

公益財団法人岡山県産業振興財団

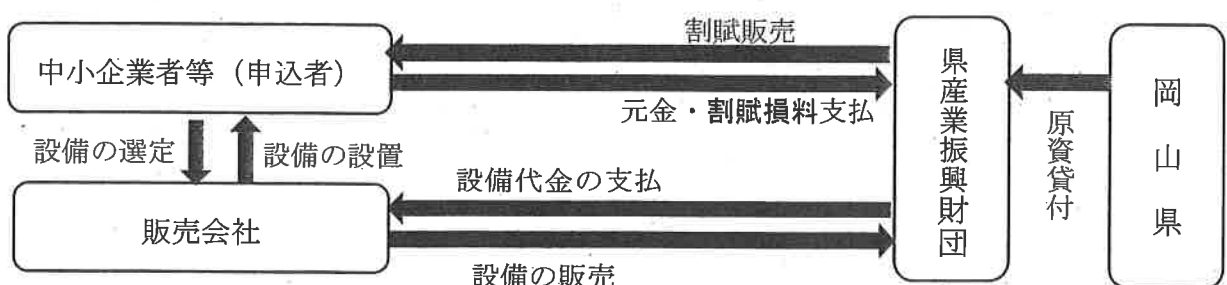
経営支援部設備資金課

TEL：086-286-9697

<参考>

設備貸与制度

中小企業者等が希望する設備を、（公財）岡山県産業振興財団が販売会社から直接購入し、中小企業者等に長期かつ低利な条件で割賦販売する制度



小規模設備生産性向上支援 事業補助金のご案内



補助 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により
令和2年2月～7月のいずれか1か月の売上高が、
前年同月比15%以上減少している
県内に事業所等を有する中小企業者

補助 対象経費

生産性向上を目的とした
次の要件を満たす設備の導入等

補助率等

補助率は、
2/3以内

下限：50万円
上限：300万円

- ① 岡山県内において使用・設置されるものであること
- ② 設備購入等により生産性が向上すること
- ③ 生産性向上の内容が作業効率化であるとき、人員を削減する計画でないこと
- ④ 購入しようとする設備等が、経費区分のいずれかに該当し、かつ対象外経費(主なものは裏面参照)に該当しないこと

経費区分 ※令和2年4月1日以降に発注を行った事業であれば対象になる場合があります。



設備等購入費

設備、機械装置、金型等の購入又は改良及びそれらに伴う据付けに要する経費



システム等構築費

特定の業務のみに使用するソフトウェア、情報システムの購入、構築、又は改修に要する経費



運搬具購入費

事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がない運搬具の購入又は改修に要する経費

受付期間

令和2年8月12日(水)～9月15日(火)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、原則郵送により提出してください。

※選定委員会での選定を経て、予算の範囲内で採否を決定します。 ※最終日郵送必着

📍 URL : https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/info_detail/show/556.html

お問い合わせ先・提出先

〒701-1221 岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山1F

小規模設備生産性向上支援事業補助金事務局
(公益財団法人 岡山県産業振興財団)

☎ 086-214-6302 受付時間：9時～16時(12時～13時を除く)
※9/16(水)以降は086-286-9696

✉ ss-machine@optic.or.jp

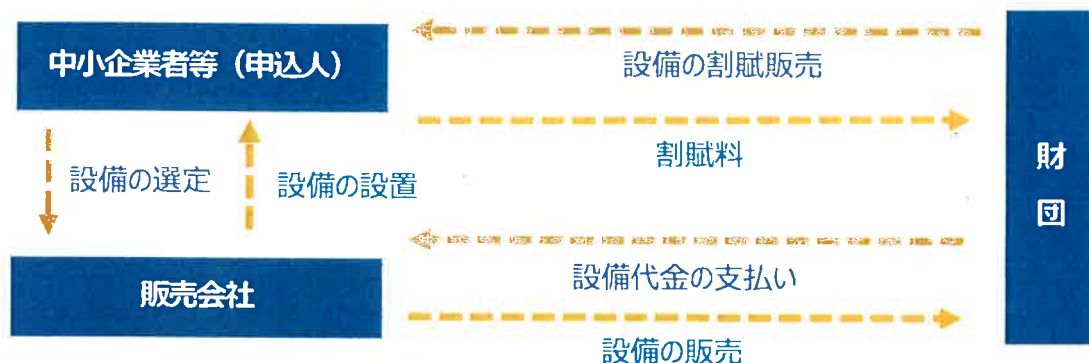
公益財団法人
岡山県産業振興財団

設備貸与制度（割賦販売）の金利を補助することで、3年間、実質無利子化します！

設備貸与制度（割賦販売）とは、

中小企業の皆さまに代わり、(公財)岡山県産業振興財団が、機械・設備を購入して、長期かつ低利な条件でご利用いただく公的な制度です。

設備貸与制度（割賦販売）のスキーム



～実質無利子化の支援が受けられる主な条件をまとめました～

今年度
お申込み
の方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月1日以降のいずれか1ヶ月の売上高が、前年同月比15%以上減少している方
- ②令和3年3月10日までに、財団による設備の設置確認が可能な方

既に
ご利用中
の方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月1日以降のいずれか1ヶ月の売上高が前年同月比15%以上減少している方
- ②財団と割賦販売契約を締結し、令和2年3月10日までに財団による設備の設置確認が完了している方

※詳細については、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人岡山県産業振興財団
設備資金課
TEL : 086-286-9697

本制度の詳細は財団HPIに掲載しています。

岡山県産業振興財団 設備貸与

